

## 旭川工業高等専門学校教員等組織規則

制定	昭和41. 12. 16達第19号	
改正	昭和45. 10. 2 達第 5 号	昭和46. 4. 1 達第10号
	昭和47. 3. 14達第 3 号	昭和47. 9. 1 達第11号
	昭和49. 3. 31達第 2 号	昭和49. 6. 20達第 4 号
	平成 3. 3. 22達第 5 号	平成 4. 1. 24達第 4 号
	平成 6. 2. 22達第 5 号	平成 7. 12. 20達第 1 号
	平成11. 4. 1 達第 2 号	平成14. 5. 14達第 1 号
	平成16. 4. 1 達第 2 号	平成17. 4. 1 達第 2 号
	平成18. 3. 14達第32号	平成19. 2. 13達第23号
	平成19. 3. 13達第28号	平成23. 5. 17達第 1 号
	平成27. 3. 20達第10号	平成28. 3. 24達第 9 号
	平成29. 3. 23規則第 6 号	平成30. 3. 15規則第 4 号

### 旭川工業高等専門学校教員等組織規則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第11条の規定に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の組織に関し必要な事項を定め、教員の責任体制を確立し、かつ、連絡を密にして学校運営の円滑化及び教育効果の向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この規則において「教員」とは、学則第 8 条第 1 項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

##### (教員組織)

第 3 条 本校に、学則第 7 条第 1 項に定める学科並びに一般人文科及び一般理数科を置き、校長を除く教員は、いずれかの組織に属するものとする。ただし、校長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

#### 第 2 章 副校長

##### (設置)

第 4 条 本校に、次に掲げる副校長を置く。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 副校長（教務担当）
- (3) 副校長（学生担当）
- (4) 副校長（寮務担当）
- (5) 副校長（専攻科担当）

##### (資格及び任期)

第 5 条 次の各号に掲げる副校長は、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 副校長（総務担当） 教授のうちから、校長が任命する者
- (2) 副校長（教務担当） 第10条に定める教務主事
- (3) 副校長（学生担当） 第10条に定める学生主事
- (4) 副校長（寮務担当） 第10条に定める寮務主事
- (5) 副校長（専攻科担当） 第14条に定める専攻科長

2 前条第 1 号の副校長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 副校長は、校長の命を受け、校長の職務を補佐するとともに、その一部を処理する。

2 副校長は、校長が不在のときは、第4条第1号の者から順に、その職務を代行する。

### 第3章 校長補佐

(設置)

第7条 本校に、校長補佐を置くことができる。

(資格及び任期)

第8条 校長補佐は、教員のうちから、校長が任命する。

2 校長補佐の任期は、校長がその都度定める。ただし、校長の任期を超えることはできない。

(職務)

第9条 校長補佐は、校長が指示する特定の業務について、校長の命を受け、校長を補佐する。

### 第4章 主事及び主事補

(設置)

第10条 本校に、学則第9条の規定に基づき、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

(資格及び任期)

第11条 教務主事は教授のうちから、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授のうちから、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が任命する。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条 教務主事、学生主事及び寮務主事の職務は、学則第9条第2項に定めるところによる。

(主事補)

第13条 本校に、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補をそれぞれ若干人置く。

2 各主事補は、教授、准教授又は講師のうちから、校長が指名する。

3 各主事補の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各主事補は、校長の命を受け、各主事の職務を補佐する。

### 第5章 専攻科長及び専攻主任

(設置)

第14条 本校に、専攻科長を置く。

(資格及び任期)

第15条 専攻科長は、専攻科を担当する教授のうちから、校長が任命する。

2 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第16条 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。

(専攻主任)

第17条 本校に、専攻主任を若干人置く。

2 専攻主任は、専攻科の専攻を担当する教授又は准教授のうちから、校長が指名する。

3 専攻科長は、専攻主任を兼ねることができる。

4 専攻主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専攻主任は、校長の命を受け、専攻科長の職務を補佐し、専攻の運営に関することを総括する。

#### 第6章 学科長及び科長

##### (設置)

第18条 本校の各学科に学科長1人、各科に科長1人を置く。

##### (資格及び任期)

第19条 学科長及び科長は、各学科及び科の教授のうちから、校長が任命する。

2 学科長及び科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (職務)

第20条 学科長及び科長は、校長の命を受け、次の職務を行う。

- (1) 当該学科又は科を代表し、責任者となる。
- (2) 当該学科又は科の教育計画を立案し、その実施を図る。
- (3) 当該学科又は科の教員に対し、教育指導及び研究の推進を図る。
- (4) 当該学科又は科の教員と緊密な連絡を持ち、教員の研究、勤務、出張等につき十分把握する。
- (5) 当該学科又は科の基本的運営について、当該学科又は科の教員を掌握する。
- (6) 当該学科の学生の教育、指導に関し、学科又は科の教員と連絡調整し、その最終責任者となる。

#### 第7章 図書館、センター、室、技術創造部

##### (図書館)

第21条 本校に旭川工業高等専門学校図書館を置き、図書館長を置く。

2 旭川工業高等専門学校図書館及び図書館長に関しては、別に定める。

##### (センター)

第22条 本校に、次に掲げるセンターを置き、各センターにそれぞれセンター長を置く。

- (1) 旭川工業高等専門学校情報処理センター
- (2) 旭川工業高等専門学校地域連携・研究推進センター
- (3) 旭川工業高等専門学校学生総合支援センター

2 センター及びセンター長等に関しては、別に定める。

##### (室)

第23条 本校に、次に掲げる室を置き、各室にそれぞれ室長を置く。

- (1) 旭川工業高等専門学校改革推進室
- (2) 旭川工業高等専門学校男女共同参画推進室

2 室及び室長等に関しては、別に定める。

##### (技術創造部)

第24条 本校に旭川工業高等専門学校技術創造部を置き、技術創造部長を置く。

2 旭川工業高等専門学校技術創造部及び技術創造部長等に関しては、別に定める。

#### 第8章 学級担任及び学級副担任

##### (設置)

第25条 本校の各学級に、学級担任を置く。

##### (資格及び任期)

第26条 学級担任は、教授、准教授、講師、助教又は独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（平成16年構規則第24号）第2条に掲げるフルタイム勤務教職員（退職時に教授、准教授、講師又は助教であった者に限る。）のうちから、校長が指名する。

2 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、

前任者の残任期間とする。

(職務)

第27条 学級担任は、校長の命を受け、教務主事、学生主事及び寮務主事並びに学科長及び科長と連絡を密にして、次の職務を行う。

- (1) 学級の教務に関すること。
- (2) 学級の学生補導に関すること。
- (3) 学級の特別教育活動に関すること。
- (4) その他学級運営に関すること。

(学級副担任)

第28条 第1学年及び第2学年の各学級に、学級副担任1人を置く。

2 学級副担任は、教授、准教授、講師、助教又は独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（平成16年構規則第24号）第2条に掲げるフルタイム勤務教職員（退職時に教授、准教授、講師又は助教であった者に限る。）のうちから、校長が指名する。

3 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 学級副担任は、校長の命を受け、学級担任を補佐するとともに、学級担任が不在のときはその職務を代行する。

## 第9章 会議

(設置)

第29条 本校に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 旭川工業高等専門学校企画調整会議
  - (2) 旭川工業高等専門学校運営会議
  - (3) 旭川工業高等専門学校教員会議
- 2 会議に関することは、別に定める。

## 第10章 委員会

(設置)

第30条 本校に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会
- (2) 旭川工業高等専門学校教務委員会
- (3) 旭川工業高等専門学校学生委員会
- (4) 旭川工業高等専門学校寮務委員会
- (5) 旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会
- (6) 旭川工業高等専門学校知的財産委員会
- (7) 旭川工業高等専門学校研究倫理審査委員会
- (8) 旭川工業高等専門学校組換えDNA実験に関する安全委員会
- (9) 旭川工業高等専門学校安全衛生委員会
- (10) 旭川工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会
- (11) 旭川工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会

2 前項のほか、校長が必要と認めた場合は、特別な委員会を置くことができる。

3 委員会に関することは、別に定める。

## 第11章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、本校の教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、昭和38年4月1日付、旭川工業高等専門学校寮務主任規程はこれを廃止する。

附 則（昭和45. 10. 2 達第5号）

この規程は、昭和45年10月2日から施行し、昭和45年8月7日より遡及して適用する。

附 則（昭和46. 4. 1 達第10号）

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47. 3. 14 達第3号）

この規程は、昭和47年3月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47. 9. 1 達第11号）

この規程は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則（昭和49. 3. 31 達第2号）

この規程は、昭和49年3月31日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49. 6. 20 達第4号）

この規程は、昭和49年6月20日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（平成3. 3. 22 達第5号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4. 1. 24 達第4号）

この規程は、平成4年1月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成6. 2. 22 達第5号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 3. 14 達第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 2. 13 達第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 5. 17 達第2号）

この規程は、平成23年5月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 3. 20 達第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第9号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の制定後、最初の第4条第1号の副校長の任期は、第5条第2項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成29. 3. 23 規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。